

令和 6年12月11日

福島県教育長
大沼博文様

緊 急 要 望 書

福島県議会県民連合議員会
会長 瓜生 信一郎

教職員の綱紀肅正および服務規律の徹底について

今年度に入り、教職員による不祥事が多発している。県民の信頼を著しく失墜させるものであり、あってはならない不祥事である。信頼回復に向け改めて、服務規律の徹底、勤務時間の内外を問わない綱紀の厳正な保持等、綱紀肅正を徹底するよう強く申し入れる。また、学校教育全体に対する社会の信頼を著しく損なうものであり、児童生徒の心のケアと、信頼の回復に努めなければならない。実効性のある再発防止策を早急に講じるよう強く求める。

記

- 1 公務に対する信用失墜行為は厳に慎むこと
- 2 休暇等勤務時間外における不祥事防止を徹底すること
- 3 実効性ある再発防止策を講じること